

## 豊中市障害児保育基本方針

### 1. 障害児に対する基本的態度

児童福祉の理念は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定している。いかなる障害を持っていようとも児童は、一つの生命をもち対等の価値を持つ人間として、社会との人々とともにかかわりあう存在である。

文明の進歩、社会の発展に伴い、新たな障害児が作り出され、社会状況や生活条件の変化は誰をも障害児に変えうる要因となる可能性のあることをふまえるとき、障害児保育は、まさに実践を通して、人間の価値観を追求するものである。

障害児に対する差別や偏見は、基本的人権にかかわることであり、障害児保育は人間としての権利の行使であり、正当な権利としての保育の要求であるといえる。いいかえれば、無差別平等の原則に立つ障害児保育は、苛酷な障害を克服し、児童を健全に育成する使命をもっている。従って、児童福祉法第24条の規定、即ち「市町村は、乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童に必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」というすべての障害児を望ましい集団環境の中で保育する必要がある。

保育所及びこども園の機能である教育と養護という両側面より障害児をとらえ、その児童の成長発達が促進され、かつ、他の児童の向上につながるものでなければならない。

### 2. 障害児保育の意義

「すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。」と児童憲章に謳われているように、本来、保育はひとりひとりの子どもの発達の課題に取り組み、より豊かな全面発達を保障する教育であり、いろいろな原因で発達のつまづきのある乳幼児に対してはより早期からの適切な養護が必要である。

そして、「発達は、権利である。」、「発達は、集団の中で高ま

る。」「発達は、要求から始まる。」「発達は、可能性を作り出す。」という発達の原則を保育実践の中で生かされるところに意義がある。

### 3. 障害児保育の目的

保育所及びこども園のもつ機能を十分に発揮し、障害児の教育と養護の推進と併せて、他の児童の豊かな人間形成を目ざすものである。

- (1) 障害児を早期に保育することにより、成長発達を全面的に保障する。
- (2) 集団保育の中で人間尊重の精神を乳幼児から培い、児童の豊かな人間形成を目指す。

### 4. 障害児保育の推進

障害児保育を推進するために、次のことを考慮しなければならない。

#### (1) 集団の中で保育

ひとりひとりが生かされ、育てられる教育の基本理念は、すべての児童が相互にかかわりあって、お互いの存在を刺激しあい、育ちあう場でなければならない。

#### (2) 保育内容の創造

乳幼児の心身の深い発達研究を理論的背景としてもつために、積極的な研鑽の場をつくり、ひとりひとりの異なる発達課題に基づく保育課題を適切に順序立てて実践し、大きな保育効果をあげなければならない。

#### (3) 保育者集団の形成

特定の保育者との信頼関係を基本としながら、他の子ども集団及び保育者との関係を展開する障害児保育にあつて、保護者を含めた保育者集団の形成が必要である。

#### (4) 保育環境の整備

障害児保育の効果を高めるために、望ましい保育環境の整備に努めなければならない。

改正

平成27年4月1日